

平成22年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成22年3月9日(火) 午後3時01分～午後4時25分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【こども総務課】

(1) 『議案第8号』人事案件 【秘密会】

【図書・文化資源担当課】

(1) 『議案第9号』千代田区指定文化財の指定

第 2 報告

【こども総務課】

(1) 平成22年第1回区議会定例会報告

【育成・指導課】

(1) ウェストミンスター市立学校生徒来日

(2) 全国学力・学習状況調査

【こども支援課】

(1) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例の一部改正

第 3 その他

【こども総務課】

(1) 教育委員と神田一橋中学校保護者との懇談会(報告)

【児童・家庭支援センター】

(1) 子ども虐待防止対応マニュアルの改訂

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (9名)

こども・教育部長	立川 資久
特命担当部長(次世代育成担当)	保科 彰吾
参事(こども健康担当)	大井 照
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司

こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長	それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合には、傍聴を許可するということにしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。 それでは、ただいまから平成22年教育委員会第4回定例会を開会します。 本日は、大井参事がまだ見えていないようですが、委員会等か何かですか。とりあえず、そういうことで、終われば出席するというような話でございますので、お願いしたいと思います。 そうしまして、今回の署名委員でございますが、福澤委員にお願いをいたします。 本日の議事日程はお配りしてあるとおりでございますけれども、第1の議案の中の、こども総務課が担当します、議案第8号、人事案件でございますが、これは個人情報が含まれているために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」13条第6項ただし書きの規定に基づきまして非公開といたしたいと思いますので、その可否を決めていただきたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
市川委員長	それでは、全員賛成になりましたので、本件については非公開といたします。 議事日程の最後のほうに、関係者以外退席していただいて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 少し前に、大井参事が場合によっては欠席かということを申したんですが、今見えましたので、本日は欠席者なしと、こういうことでございます。

◎日程第1 議案

図書・文化資源担当課

（1）『議案第9号』千代田区指定文化財の指定

市川委員長	それでは、日程第1、議案に入りたいと思います。 議案第9号、千代田区指定文化財の指定につきまして、これは、本日、図書・文化資源担当課長が区議会の委員会で出席できませんので、こども総務
-------	---

こども総務課長

課長から説明をしてもらいます。お願いします。

それでは、議案第9号につきまして、ご説明させていただきます。

2月23日の教育委員会で協議させていただきました資料と、同じものでございます。千代田区指定文化財の指定ということで、新規指定物件3件でございます。

1件は有形文化財ということで、四番町歴史民俗資料館で所有しております神田亀住町の文書、古文書でございます。265点。

それから、神田神社が所有しております御上洛御用留の有形文化財ということで、古文書1点。

もう一点が、有形民俗文化財ということで、平河天満宮が所有しております、石牛ということでございます。この1基でございます。

何とぞ、ご議決いただきますよう、お願いいたします。

市川委員長

はい。説明は以上でございまして、前回、担当課長から説明があったものでございます。

何かご質問等がございますればご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしたら、本件につきまして、賛否をとりたいと思います。よろしくお願ひしますが。

それでは、議案第9号につきまして、採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。全員賛成でございますので、議案第9号につきましては、案のとおり決定をいたしました。

◎日程第2 報告

こども総務課

(1) 平成22年第1回区議会定例会報告

育成・指導課

(1) ウェストミンスター市立学校生徒来日

(2) 全国学力・学習状況調査

こども支援課

(1) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例の一部改正

市川委員長

次でございしますが、日程の第2の報告に入ります。

本日、報告は4件ということになっておりまして、平成22年第1回区議会定例会の報告。これはこども総務課長からお願いいたします。

こども総務課長

それでは、現在、議会開会中でありまして、2月25日から第1回区議会定例会が始まっておりまして、区長の招集挨拶を、全文、資料として出させていただきます。

この中で、4番目の子ども関連施策ということで、16ページですが、ペー

ジ数を振っていないんですけども、5枚目でしょうか、そこに子ども関連施策についてということで、保育園の待機児童解消対策、それから次のページに子どもの疾病予防施策、次のページに九段中等教育学校の施設改修について、また、（４）で、この４月から開設します富士見みらい館について、区長の招集挨拶がございました。後ほど見ていただければと思います。

それから、もう一点お付けしておりますのが、発言通告書の総括表ということでございますが、代表質問、一般質問が３月３日・４日に開かれまして、代表については３本、それから、一般質問につきましては９本の質問がございました。

本日、網掛けにしておりますものが、発言の概要と要旨になっております。それらをどういうふうに答えたかということで、次のＡ４の縦の「教育委員会関係質問」というところで、答弁を載せてあります。

代表質問は烏海隆弘議員から、次世代育成施策について、幼児教育のあり方ということで、教育委員会にも報告させていただきましたけども、今後、幼児教育のあり方をどうしていくかということで、検討会を立ち上げるということに対するご質問でございました。

それから、次のページが飯島議員の代表質問ですけども、待機児ゼロ対策、また、学童クラブの職員の雇用安定等についてのご質問がございました。区長、こども・教育部長が答弁しております。

それから、３ページでございますけども、高澤議員から土曜日の授業再開それから全国学力調査、幼・保・小の連携のこども園の設置についてということで、あり方検討会等を踏まえましたご質問でございました。

それから、４ページにつきましては、寺沢議員から質問がございまして、子宮頸がん予防とワクチンの公費助成についてということでご質問があったところでございます。こども・教育部長がお答えしております。

それから、５ページが野沢けいすけ議員から質問がございまして、22年度の新規事業であります赤ちゃん・ふらっと事業等についてご質問があり、特命担当部長がお答えしております。

第１回区議会定例会の報告は、以上でございます。

市川委員長

はい。何かご質問等がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

次は、育成・指導課長のほうから、ウエストミンスター市立学校の本区への訪問ということですか。それと、全国学力・学習状況調査について。じゃあ、説明をお願いします。

育成・指導課長

それでは、まず、ウエストミンスターとの交流事業について、報告をさせていただきます。

直前になりまして、申しわけございません。本来ですと、昨年５月に実施

する予定でございました、平成20年度の秋に私ども千代田区の中学生在がお世話になったパートナーを、昨年5月に本区で受け入れるというプログラムでございます。ご案内のとおり、新型インフルエンザ対応等で延期になっていたものを、今回、実施するというところでございます。

当初は10日間の予定ということで組んでおったわけですが、先方の航空便の確保等の関係で、9日間、今週金曜日の3月12日に成田に入りまして、3月20日土曜日に日本を発つというスケジュールでございます。

来日の訪問団は、ウェストミンスターハイスクール、それからグレイコートホスピタル、そしてセントオーガスティン校、この3校から、男子5名、女子5名の生徒10名に、引率者が各校から1名ずつの教員に引率していただきます。

主に学校生活を体験していただくことと、パートナーのご自宅で日本の家庭生活を体験することが内容となります。学校外の活動としては、小旅行・遠足として鎌倉、それから、都内見学を挟む形で実施する予定でございます。

なお、この時期でありますので、学校も3月19日の卒業式に向けて、在来中学校は卒業式準備等に当たりまして、その間、一部は参加いたしますけれども、それ以外につきましては、中等教育学校で、日本の文化、例えば書道などの体験プログラムなどを、企画しているところでございます。

通例ですと、この期間に歓迎レセプションを予定いたしまして、教育委員の先生方にもご出席いただくところなのですが、あいにく議会の最中で、文教委員長を初め、私ども事務局も対応できる日程が調整できませんで、今回については、残念ではありますが、レセプションは中止、見合わせとさせていただきたい思っております。

なお、これも暫定的になっておるんですが、3月17日、来週の水曜日の朝、特別委員会が始まる前に、30分程度ですが、区長への表敬訪問ということで対応させていただきたいと思っております。

詳細については、お手元の資料にありますような日程で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご案内申し上げます。

以上でございます。

市川委員長

はい。本件につきましては、ただいま説明がございましたが、何かございましたら、どうぞ。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思います。次は全国学力・学習状況調査についてですね。説明をお願いします。

育成・指導課長

2点目、お願いいたします。

いわゆる全国学力テストの件で、この対応について報告いたします。事後報告になってしまいまして、大変申しわけございません。本区の対応といたしましてはこのような考えておりまして、さきの議会においても対応させて

いただいたところです。ご案内のとおり、全国学力テスト、いわゆる学力テストは平成19年から、今度で3回目になるわけですが、今まで悉皆、全員実施ということでしたが、政権も変わりまして、方針転換をし、抽出の形になりました。抽出率は32%と聞いております。

しかしながら、他県等では、やはり悉皆を希望するという声もありまして、希望があれば問題は提供します、その採点処理については各自治体でやってくださいという流れに、現在、なっております。それを受けて、過日の新聞報道等でお耳に入っているかと思いますが、全国的に見ますと、32%の抽出ではございますけれども、自由参加を希望した率を平均的に見ますと、7割程度に達しています。

本区は、お手元に学力調査についてという資料を用意させていただいたのですが、この表にありますように、今説明をさせていただいたのは表の右側にあります全国学力調査でございますが、真ん中にあります、都が実施する学力調査と、それから、区が独自に実施しております達成度調査、この3種類を実施しております。全国の学力調査については、小学校6年と3年、国語・算数・数学を実施します。それから、都の調査については、小学校5・6年が国語・算数、中学校が国語・算数。ちょっとここは複雑になりますけれども、東京都については、小5と中2は悉皆で行いまして、小4と中1については、希望校あるいは抽出校というくくりで実施しております。

本区については、小学校4年生から6年。実施科目数も、都や国に比べて、社会・理科を追加し、4教科、それから、中学校についても、国語・数学・理科・社会に加えて、2、3年では英語と、5教科で実施をしております。

区の達成度調査の目的は、子どもたちの学習状況がどれだけ定着しているかということをまず把握し、それをもとに指導法の改善を図るということで、春先に実施をいたしまして、集計・分析後に、夏休み、ひと夏かけて各学校で授業改善プランを作成して、9月に入ったところで、児童・生徒・保護者に改善プランを提示し、その年の後半の授業改善に役立てると、こういう流れになっております。

この関係で、全国の学力調査についても、国レベルの学力の状況あるいは学習状況を把握して、全国的な義務教育の方策、施策について出すというのが大きな目的でございます。

こういった位置付けの違いはあるのですが、本区といたしましては、全国の調査については、抽出に当たった場合は全面的に協力し、個別の授業改善とか、子どもへの指導に返すという部分については、区の独自調査を活用してまいっていきたいと思っております。

ただ、全国との関連なども定期的に比較することも必要と考えておりますし、全国の状況を知った上で、授業を充実してくることも1つポイントになることから、今回は、抽出されない学校についても問題を入手しまして、全校にそれを配付し、教員の研修ですとか分析等々で、子どもたちの授業充実

に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

全国調査の資料の各自治体への提供についても、今のところ、もちろん全体は公表されますけれども、都道府県別程度の情報でしか返ってこない聞いております。区市町村ごとのデータはお戻しいただけないというようなところです。まだまだ、不確定要素もありますので、全体的な動向を見きわめて今後対応していきたいと考えておりますが、全国の動きとしては、抽出校にならなかった場合、希望参加するという地区も相当数出ておりますので、この辺について、委員の皆様からお考え、ご意見ありましたら、お聞かせいただければと思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。そうすると、今のお話を要約すると、抽出校は、これは当然受ける。抽出されなかった学校については、今現在、事務局としては全校に問題集をもらって、そして、結局、結論としては、区内の小中学校全部がテストを受けると、そういうような案なんだということで良いですか。

育成・指導課長

委員長、ちょっとすみません。訂正をさせてください。

実施後の採点ですとか分析は、各自治体でやらざるを得ない状況にあります。これについては、本区は達成度調査で測定をしていますので、新たに予算化して、区独自に国の調査を採点・分析する必要はないだろうというふうに考えています。ですから、問題は、国の抽出調査と合わせて実施することは今考えておりません。ただし、問題を入手して、教員研修等に役立てていくという流れを、1つ、今、押さえているところです。

市川委員長

ということは、小学校が8校で、30%というと、2校程度が抽出される可能性があるということですね。

育成・指導課長

それが、都道府県別で、その抽出の数が大分差があるというふうに聞いています。いろいろな計算をして文科省は割り出しているようなんですけども、非常に、全国的に見ると32%なんですけども、七、八割を抽出している地域もあれば、10割程度の地域もあるというふうに聞いておりますけれども、詳しい情報はちょっと文部科学省からは正式には出ておりません。

市川委員長

そうすると、今、この場で議論をしてくれと言われても、抽出されれば、これは受けると。抽出されなくても、問題はいただいて、それで、学校でやってもらえるんですか、やってもらわないんですか。

育成・指導課長

今のところ、子どもたちに実施することは想定しておりません。

市川委員長

やらない。

育成・指導課長

やらないで、教員の勉強として、それを活用するということです。

市川委員長

それを活用するというのは、問題をもらって、その問題がどういう問題かということを活用するということですか。

育成・指導課長

そうですね。問題の分析あるいは全国的な傾向が出てきますから、それと照らして、どう授業改善に役立てるかということを検討していくことを考えています。

市川委員長

なるほど。

育成・指導課長

それから、いまだ詳細は決まっていないと、ある学校が抽出されるやらされないやらも決まっていないと。それはいつごろ判明するんですか。

市川委員長

候補校ということで提示はいただいておりますけれども、現段階では、候補校の動きのままで、間もなく問題などが発送されるとは聞いています。

福澤委員

先生方、いかがでしょうか。

何のためにやるのか、よくわからない。やるなら、全部やったらいいんだ。何でそれを全部やらないんですかね。

育成・指導課長

補足をさせていただきますと、本来、国レベルで実施する場合は全体的な傾向を把握して、教育施策に役立てるとというのが主眼だと思います。そうしますと、統計学的には、悉皆でなくても、数十%で十分把握はできるというふうに聞いています。ただ、昨年度までの文部科学省の判断としては、施策を考えるというものが1つと、子どもたちの指導に、直接、国もかかわっていくよということで、簡単な成績表といいますか、個表も国が作るというような形になっています。

千代田区としましては、達成度調査で、平成14年からずっと蓄積しています。これがありますので、国の資料がなくても、十分、授業力の改善には役立てることはできると思うんですけれども、国の調査については、全面的に協力しますよということで、これまで対応してきているところです。

1つ心配なのは、悉皆だったものが抽出になったので、うちも、うちもということで、手を挙げているところが多いんですけれども、私ども学校教員系の立場からしますと、確かに、今、学力低下の心配はあるんですけれども、学力テストをすれば学力が上がるという誤解をしていないかなという、そういう危惧を持っています。学力テストをしなければ、状況は把握できないわけですから、やったほうが良いんですけれども、やっただけではだめだと。やって、本区のように分析して、授業改善のプランをつくるどころまで踏み込んでいかないと、学力向上にはつながらない。こういうような考え方を持っております。

市川委員長

というような説明で、わかったような、わからないような。説明が悪いという意味じゃなくてね。考え方として整理ができていないなという感じがすごくするんですがね。いかがでしょうか。

抽出というからには、やっぱり、世論調査なりなんなりがそうであるように、無作為に一定の割合でやるというのが普通だろうと思うんですね。もし抽出でやるというならね。ただ、そこに計算式を当てはめるかなんか知りませんが、それでもって、学力調査の対象数を、バランスを考えるのかなんか知らないけれども、動かすというのが、一体、全国レベルの話をきちんと把握できるのかなという疑問が起きますよね。つまり、それは、例えば児童・生徒がどれだけいるかというようなことに基づかないでやった場合の話ですけれどもね。

それと、本区の場合どういうふうな数値になるのか、公式にはわからないんですけれども、やらない学校が、例えば小学校は全部やらないよというよ

育成・指導課長
市川委員長

うなことになる、全国との、あるいは、東京都の比較というのはできなくなるわけですね。それはそうじゃないんですか。

はい。

そういうような問題というのとも考えないんですかね。

どうぞ。

堀口委員

そもそも、こういうことが話題になったのは、これまで実施していて、あちこちから批判が出たから変えているわけでしょう。

育成・指導課長

悉皆調査から抽出に変わったということですか。

堀口委員

これは、今まで何年かこういうふうに行われていて、かなり新聞やなんかでも、何かおかしいとか何とかって、いろいろ言われていましたね。それを気にして、こういうふうに変えていっているんですか。

育成・指導課長

いえ、全国学力調査は、3回、悉皆の形でやったわけですが、今回、政権が変わって、事業仕分けがなされたと思うんですけども、その中で、全国的な状況把握であれば、悉皆は必要ないだろうという考え方です。

堀口委員

政権が変わったことによって、考え方が変わったという。

育成・指導課長

文部科学省の方針が変わったということだと思います。

市川委員長

そこまでは納得できるんですね。要するに、悉皆じゃなくても良からうと、抽出で良からうというなら、それはそうでしょうというふうに納得はできるんですけども、それ以外の、実際に今度やるやり方について、どうも説明が不十分で、ここから先は聞かないでくれ、質問しないでくれ、公表しないでくれみたいな話があると、一体何を考えて、何を議論すれば、教育委員会としてはいいのかということは疑問に思いますよね。

そうすると、当面は、悉皆調査には参加しますよと。問題はいただいて、教員にこういう問題でしたよということで、研修というか、研究のためにその問題を配付すると。そういうふうに千代田区は考えたいけどいかがかと、こういうことなんですね。いかがですかね。

育成・指導課長

それは抽出校に当たるかどうかは、年度によって、また変わってくるかと思っています。抽出に当たったときに、全国の比較などは考えられるかなと思っています。区の独自調査で、状況については、毎年毎年実施して克明に追っていくことができると思うんですけども、その中で、都の比較ですとか、国の比較というのは、毎年ではなくてもよろしいかなとは思っています。定期的な間隔を置いて比較することで十分足りるのではないかと、今考えているところですけども。

その辺も含めて、ご意見をお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

市川委員長

ということなんですが、何遍ご意見をと言われても、もともとの部分がはっきりしない以上、ご意見なんか言えないですよ。疑問は呈せますけどね。どうでしょう。

どうぞ。

古川委員

抽出校にならなかった場合、希望を出せば受けられるということなんです

	か。
育成・指導課長	簡単に、平たく言うと、抽出校に当たらなかったらば、手を挙げれば、問題は出しますよと。あとは……。
古川委員	自治体で採点等はしてくださいということですか。
育成・指導課長	あとは自分たちでやってくださいねということなんですね。
	ですから、採点の基準を自分たちで作ったり、業者委託するにせよ、国の採点基準とは、若干誤差は出ると思いますので、どれだけ比較に耐えられる制度が作れるのかなどうかなというのがちょっと心配なところで、今回は見合わせたほうが良いかなという判断をしているところです。
市川委員長	ということのようですね。
	特に、こうしろ、ああしろということを決めしろと、区としての方針を決めるということじゃなさそうなので。要するに、今わかることは、抽出校になったらやりますよと。抽出校じゃない学校については、くどいようですけども、子どもたちにテストはしませんが。問題集はいただいて、教員の研修に使いますと。こういうことで、とりあえずよろしゅうございますか。そのほかにご意見はありますかと、こういう話なんですね。
福澤委員	それで良いんじゃないですか。
堀口委員	はい。平成14年、15年、19年度の経験が今日のそういう考え方になったということですね。
育成・指導課長	私どもとしては、国や都に先駆けて、平成14年度から独自に問題を研究してここまで来ておりますので、一定以上の作問といえますか、問題の質は維持できていると思いますから、これを引き続き活用して、授業改善をしていけば良いと思っています。
	その授業改善の方法も、最初はやはり教員も慣れていなくて、なかなかうまく運ばなかったんですけども、最近では、ひと夏でいろいろ意見交換して、分析して、プランを立てたものを、9月にはホームページにアップして、うちの学校では後半こういうふうにやっていきますよという説明責任も果たせるようになってきておりますので、この方法を引き続きやっていければと思っています。
堀口委員	最初の14年度は区で、次が都で、次が国。14年度、15年度、19年度。
育成・指導課長	堀口委員、これは全部同時に走っておりますので。21年度については、千代田区は3種類、学力テストを実施しています。
市川委員長	この14年度、15年度、19年度というのは、始めた年がそうだというだけです。
育成・指導課長	はい。
市川委員長	それでは、特にご意見等がなければ、報告は承ったということでよろしゅうございますか。聞きおくということですね。
	(了 承)
市川委員長	はい。それでは、こども支援課から、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例の一部改正、これですね。説明してください。

こども支援課長

それでは、こども支援課長からご報告いたします。

前回の委員会で、次世代育成手当の条例改正について、今考えているということで、また、国のほうでは子ども手当に関連する予算は成立をした訳ですけれども、本体の法案については、今、審議中ということでございます。区議会の今定例会に、国のほうで法案を議決後、区として条例を出したいということで、あらかじめその内容について報告するものでございます。

まず第一に、改正理由でございますけれども、そこに書いてございますように、子ども手当に関する法律が制定された場合に、次世代育成に係る手当に関する規定を見直すことといたしました。

具体的な内容でございますけれども、現行の手当に関する条例のうち、法定手当、児童手当に該当する条項でございますが、この部分を削除し、誕生準備手当と高校生相当を対象にした自治事務条例として規定を整備したいと考えております。

具体的には、そこの（１）、（２）から（７）に書いてございますように、児童手当については、自治事務たることとするというようなことと、それから、（３）の９条の手当の額については5,000円とすることを盛り込みたいと思います。

なお、経過措置といたしまして、毎年10月には現況届という形で、資格の確認をしておるわけでございますけれども、その部分については、2年間の時効を設けたいということでございます。

施行は22年４月１日で、この内容を国の法律制定後、今、区議会定例会にかけたいということでございます。

報告は以上でございます。

市川委員長

はい。説明は以上のようにございますが、何かございましたらお願いをします。

事務手続は、まだ、国の予算が確定していないので、何か準備を進めるといっても、なかなかできにくいんだろうと思うんだけど、６月支給ということだけははっきりしているようなので、間に合うんですかね。

こども支援課長

新聞情報等によると、日本全国の自治体のうち、６月に間に合わない自治体も出てくるんじゃないかということですけども、千代田区の場合、対象がそんなに多いわけではございませんので。

それから、もう一つは、子ども手当に関するシステムの構築経費については、補正予算で通っています。それで、事務的には進めております。

市川委員長

事務的には進めているわけね。

こども支援課長

はい。

市川委員長

ということでございますが、いかがでしょうか。

かなり、今までの手当の部分を実務的には使えるというようなふうを考えていいんですか。今まで高校生まで出していましたね。それを中学生の部分は、例えば、申請は、今、現にもらっていれば、それは特別に必要ありませんよというようなことですよね。そうすると、そのシステムを活用できると

こども支援課長	というような意味合いはあるんですか。 申請者にとっては、今まで児童手当等を申請していると。次世代育成手当を申請していれば、それをもって申請とみなすということです。区民にとっては楽なんですけども、区にとっては、並行して、高校生の部分の次世代育成手当のシステムをやるわけですから、システム的には二重になります。
市川委員長	うん。二重になるのはそうでしょうけどね。中学生までの部分というのは、かなり活用できるんですか。
こども支援課長	システム的には、別系統で、組んでいます。
市川委員長	別系統で。
こども支援課長	はい。というのは、今までの部分だと、所得だとか、いろんな部分がひっかかります。その部分は、少し組み立てが違います。
市川委員長	なるほど。やっぱり事務的に間に合うか、心配になっちゃうね。 どうでしょう。
こども支援課長	この部分でお話をさせていただければ、20年度に子育て支援特別手当というので、3歳から5歳までの第2子ということをやっています。21年度は、第2子じゃなくて、第1子からやりますよということでしたけれども、途中で政権が交代したため中止になりました。そういう部分があるので、今回も議案の提案については、国が決まってからやろうというような安全策を設けております。
市川委員長	特によろしゅうございましょうか。 (了 承)

◎日程第3 その他

こども総務課

(1) 教育委員と神田一橋中学校保護者との懇談会（報告）

児童・家庭支援センター

(1) 子ども虐待防止対応マニュアルの改訂

市川委員長	それでは、その他の報告事項に移りたいと思いますけれども、各課長から何かございましょうか。
こども総務課長	こども総務課長のほうから。 はい。それでは、3回にわたりまして、この区役所から外に行っていただきまして、お疲れさまでございました。教育委員と神田一橋中学校保護者との懇談会ということで、概要をまとめさせていただきました。 会場が食堂ということもあって、聞き取れないところもあったと思いますが、全体的には、校長からも保護者から意見を伺って良い懇談会ができたというようなご感想をいただいております。 内容のほうですけども、2ページになりますが、懇談概要ということで、教育委員会の仕事について教育長のほうがお答えしているのと、名札の中で特命担当とかありましたので、その辺についてのご質問がございました。そ

れから、古川委員のほうからは保護者委員として、PTA活動とご自分のことと、PTA活動についての関係のご質問があって、やりとりがございました。

それから、4ページですけども、私がちょっと振ってしまったんですが、市川委員長のほうにスキー教室の評判がよいようですけどもということで、委員長のほうから左ききの話と、それから、それに伴ったしつけ、また教育委員会のこと、それから就学援助等につきましてご意見等を述べられたところです。

それから、また、保護者から中学校の選択についてのご意見がありました。

最後のほうで、堀口委員から、教育委員として、また産婦人科医としてご意見をいただきました。

なかなか、この懇談内容にもございますけども、今回、これに参加できて良かったというようなことを言われておりましたので、また、次年度、22年度、会場校とも相談しながら、すべて外というわけにはいきませんが、二十数回ある教育委員会の中で、幾つか絞りまして、また、日程等ご相談の上、学校等に出ていきたいと思っております。

また、保育園等でやることも、1つ、課題になっておりますので、よろしく願いいたします。

市川委員長

説明は以上でございますが、本件はよろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長

はい。それでは、児童・家庭支援センター所長さんから、どうぞ。

児童・家庭支援センター所長

それでは、昨今、いろいろニュースが続いておりますけども、児童虐待にかかわる痛ましい事件が、目立っております。そういった中で、千代田区における児童虐待の問題の実態をご報告させていただこうと思います。

また、つい先日、児童虐待防止対応マニュアルの改訂版が完成いたしました。これを見ていただきながら、簡単にご説明をさせていただいた上で、実態についてお話ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、子ども虐待防止対応マニュアルを開いていただきますと、目次がございまして、その次の2ページ、こちらに子ども虐待というのは何なのかという説明がございまして、これは児童虐待防止に関する法律というのが、一番最後のページ、40ページから41、42、43、44ページと載っております。ここに規定されている4つの虐待種別というのがありまして、身体的な虐待、性的虐待、ネグレクト、これは養育放棄でございまして、あと、心理的虐待、この4つの種別に児童虐待は分けることができるとされております。

その次のページ、3ページには虐待の原因、さらに、その次、虐待についての概要のようなところが5ページまで書かれております。

6ページ以降、9ページまでが子ども家庭支援センターの役割となっております。この子ども家庭支援センターは、東京都の子ども家庭支援センター事業ということで、各種の相談に応じることはもちろんですが、児童虐待に

関する相談を担う機関として、各区市町村に必置になっております。千代田区の場合は、子ども家庭支援センターと呼ばずに、児童・家庭支援センターという名称がついておりますけど、同じ役割をここで担っております。

7ページの表を見ていただきますと、今、子ども家庭支援センターで、虐待にどういう対応をしているのかという流れを見ていただけたと思います。まず、すべての人を対象に、虐待を発見したり、虐待の疑いがあるケースがあった場合には、通報しなければいけない、連絡とか通告とかという形で、まず、第一には児童・家庭支援センター、私どものほうにご連絡をいただくということに、法律上、規定されております。そして、その通告、これははっきり虐待とわかる場合というのは、通告という、少し強い言葉を使います。もしやというような場合は、連絡・相談という位置づけになりますけれども、いずれにいたしましても、千代田区の場合は千代田区子ども家庭センターであるところの、児童・家庭支援センターにご連絡いただくことになります。

なお、緊急時等は、直接東京都の児童相談所に連絡いただくことも、もちろん結構でございます。

それから、その連絡を受けた児童・家庭支援センターは何をするかといいますと、まず、現状の確認を行います。それから、情報の収集。これは東京都のルールで、48時間以内に行われねばならないと規定されておまして、私どもとしては、通報を受ければ、48時間以内に何らかの形で対応をとります。そして、情報収集ができたところで、それぞれの関係機関さんにご連絡をして、ケース会議を持ちます。そこでどのように対応していくのかという、援助方針を立てたり、役割分担を決めたりいたします。

その後、実際に緊急の場面を過ぎた後については、経過確認をしながら、地域の中で見守っていく体制をとっていくというのが基本的な流れになります。

この中で、少し重篤なケースですとか、緊急性の高いケースについては、必ず児童相談センターのほうに連絡をすることになっています。これもレベルが三つに分かれておまして、「情報提供」これは比較的軽いケースです。それと「援助要請」、それから「送致」、これは本当に緊急でかつ深刻で、とても千代田区だけでは手に負えないので、児童相談所の専門の機関に入ってください、もう、そちら中心でお願いしますというようなケースについてはこうなります。

そういった手続を踏みながら、ほとんどのケースは千代田区と東京都の児童相談所等が連携をとりながら進めていくことになります。ただ、軽易なケースについては、特に児童相談所の協力を得ないで、直接私どもだけで行う場合もあります。

東京都の児童相談センターは、重いケースを区市町村から受け取って、本来に必要な場合は、それこそ調査を拒むような家庭に、警察等を伴って調査に入ったりというようなこともあります。それから、お子さんを、もう一緒

にしておけないようなケースの場合は、緊急に一時保護という対応をとることもあります。どうしても家庭にすぐ返せないお子さんについては、施設入所とか里親に確保するというような措置をする場合もあります。

こういった流れになっています。

今回の対応マニュアルは関係機関用につくっておりまして、お子さんにかかわる機関に配付させていただいております。

10ページ、11ページは概論です。その後は、年齢順に保健所が12ページ、から15ページまでですね。16ページ以降が、保育園、こども園。それぞれの機関ごとに、主にこういうところに目を配ってくださいとか、発見したらどのように流れていくかというようなことが書いてございます。

22ページからは、小学校・中学校・中等教育学校となります。さらに26ページ以降は、児童館・学童クラブ、それから、28ページ、29ページについては、地域の方、特に民生・児童委員ですとか青少年委員さん、そういった方々のためのマニュアルとして使っていただくように作成しております。

さらに、30ページ以降は医療機関向けです。お医者さんが虐待を発見するということもありますので、医療機関においてもこういった連携を図ります。

それと、最後、32ページは警察ですね。警察は、当然、虐待対応の最後の砦となりますが、そのときには警察の力をかりることになりますので、それが載っております。

虐待を発見したら、早期に発見して早期に対応するのはもちろん虐待が起きないように予防するという対策も含めて、地域でネットワークを組んで目を配っていくということが大事です。そのために、36ページにございます、要保護児童対策地域協議会という組織を持っております。関連機関の代表者の会議と、それから、直接対応する実務者の方の会議、2種類を行っておりますが、代表者会議は最低年1回、それから、実務者会議は年2回、児童・家庭支援センターが主催して行っているところでございます。

こういった構成になっておりまして、最後のページに通報連絡票のひな形をつけてございます。

また、現在の千代田区の実態をお示しするために、資料を2種類用意しました。1つは21年度ですので、去年の4月からこの2月までの、実際のケースの対応を表にしたものでございます。これはごらんいただくと、個人が特定できてしまうようなケースもあるため、後で回収させていただきたいと思っておりますので、取り扱い注意とさせていただきます。

これらのさまざまなケースを合計すると、この期間に30件がございました。それを分析したのが、本日の教育委員会資料としてお付けしたものです。千代田区の場合は、身体的虐待が9件、心理的虐待が11件、ネグレクトが3件となっています。これは新規の場合ですが、継続ケースをあわせると、一番右の数字になります。

心理的虐待の中には、父親から母親へのDVというものがかなり最近は見

られます。これを子どもたちが目撃して心の傷になってしまうというよう
な、そういうケースが何件か入っております。

それから、受付経路別というのですが、これはどこから通報を児童・家庭
支援センターが受けたかという、その経路別に数字を挙げてみました。今年
度は新規ケースのみになっていますけども、学校が一番多いですね。それか
ら、幼稚園・保育園、児童相談センターというのは東京都の児童相談センタ
ーで直接連絡を受けて、それが千代田区に回ってくるケースです。それか
ら、親戚とか身内からの連絡というのもございました。その他、病院から直
接、入院した子がちょっとおかしいんだけどという通報もございました
し、近隣から、いつも子どもの泣き声がしているけど心配だというような通
報もありました。そういった受付経路別の表になっています。

その次の、他機関との連携状況ですが、これは多い順に書いてみまし
た。これ以外に、この欄に入らないものももちろんございます。庁内の他の
課ですとか、それから、警察等が関わっているケースもございますので、こ
れで全部ではありません。やはり年齢的なこともあり、学校との連携をとる
のが非常に多いです。それから、幼稚園・保育園、保健所、それと、DVと
いうこともありまして、婦人相談員ですね。それから、児童館とか学童クラ
ブとも連携を行っています。また、地域の方としては民生・児童委員さんの
ご協力を得ているケースがかなりあります。

それで、虐待というのは、今どういう状況なんだろうかという、やはり
だんだん増えているといえます。周知がだんだん図られてきて、皆さんの通
報が来るようになってきているということもあるかと思えますけれども、平
成16年以前は一けたでしたのが、ここのところどんどん増えてきまして、こ
こ数年は毎年30件以上という数字になっています。

さきほどの取扱注意の表をまとめたものでございますので、具体的にはこ
んな連携がされているのだというところをこの表で見いただければと思い
ます。

私ども、児童・家庭支援センターのうち、子ども家庭相談係が他の仕事と
兼ねてはいますが、係長以下、4名の職員がワーカーとして対応していま
す。所長を含めると、5人体制で虐待対応はしていることになります。

全国の児童相談所、すべて合計すると、1年間に約4万件の虐待相談があ
るということです。東京都の場合、約3,000件前後、千代田区では30件ほ
どですので、比率からすると、こんなものという数字ではあります。今後と
も、漏れのないように、こういう仕組みのもとに、連携をとりながら、江戸
川区のケースのように埋もれて狭間に落ちてしまうケースのないようにとい
うことを心がけていきたいと思っています。

ご報告は以上でございます。

はい。何かご発言、ご質問等ございましたら、どうぞ。

すみません。今の話の、小さな子が健診に来ていなかった、保育園にも行
かせてもらえていなかった。保健所の対応のところで、そういう、保健所で

市川委員長
古川委員

児童・家庭支援センター所長

の健診を受診していなかったり、接点を持たない親子がいるかどうか、把握に努める必要があるかと思うんですが、実際は把握できるんですか。調査されているんでしょうか。

古川委員

参事(こども健康担当)

少なくとも、出生届をお出しになれば、必ず新生児訪問という形で保健所から連絡をすることになっています。100%ではないですけども、かなりの高い率で新生児訪問はできておりますが、ただ、やはりどうしても受診なさらない方、訪問しても留守でお会いできない方、そういうところについては重点的に、ご連絡をとるとか……。

確実に連絡をしている。

そうですね。一番最初の保健所の集団健診が三、四カ月のときで、大体91%ぐらいの受診率がありますけど、やはりここに住んでいらっしゃる方がいらっしゃるんですね。住所登録はしていても、千代田区にお住まいじゃない方もいらっしゃるの、そういう方はなかなかできないんですが、大体、連絡は必ずつけるようにしています。

江戸川のケースのように、乳児健診にも来なかったという方は、全く千代田区の場合は人数が少ないですから、全数把握はされていると思うんですね。

また、新生児訪問で、今、全数訪問を心がけていますけど、訪問時に、かなりお母様方のうつの傾向が強いというのは、もう、特徴的です。すごく点数の高い方も多くて。その方たちも保健師がフォローするようにしておりますけれど、できるだけ地域のグループに紹介して、そこへ行って、孤立しないようにはしています。

ここにありましたように、17番の0歳児男児というのは大変特殊なケースでございまして、未成年の母親で、单身ということで、出産される直前になって、千代田区に入ってこられて。お子さんが死亡しなかったのが奇跡のようなケースがありました。

児童・家庭支援センター所長

参事(こども健康担当)

これは病院から通報がありまして。

そうですね。病院の緊急入院の担当のほうから、虐待じゃないかという通報が家庭支援センターのほうにあった、最悪なケースだと思っています。

児童・家庭支援センター所長

今、まだ、入院中なんですけれども、シェーキングベビーって、揺さぶられっこ症候群と、よく言いますよね。

参事(こども健康担当)

脳内出血。

児童・家庭支援センター所長

参事(こども健康担当)

一時は、集中治療室に入っていたんですが。

多分、命は助かって後遺症が残ることと、帰ってきても、お母さんが養育の能力はありませんので、その後どうするか、措置をどうするかは今後、検討が必要です。

児童・家庭支援センター所長

いろんなところが関わってはいるんですが、ほかは全部見守りとかということですけども、これだけは非常に重いケースでしたので、児童相談所のほうにケース移管になりまして、今は児童相談所が中心になって動いているというケースになっております。

参事（こども健康担当）

暮れから正月にかけていつ死亡するかとドキドキしたようなケースでありましたので、千代田区は全く江戸川みたいなケースは起こらないということはある得ないと思うんですね。印象として、件数は少ないですが、重症例が千代田区の場合は多いと思います。虐待にしても、身体的な虐待というよりも、心理的なネグレクトとか、非常にわかりにくい、難しいケース、高学歴の方も多いですから、そういった虐待が多いので、見るほうもかなり研修を積んでいかないと、それを見抜けないで、見逃してしまうということもあるんじゃないかと思うんです。ですので、担当者は、大変な苦労があると思うんですが。

児童・家庭支援センター所長

保健所さんのお力がないと、というところがあります。

参事（こども健康担当）

やっぱり、対応するのに十分な人が、なかなか。4人で対応しているわけですけど、大変だなと思います。昼夜問わず、訪問に行ったり。

古川委員

今、健診に来られない方について伺って、何カ月かのお子さんについては伺えたんですけど、3歳児までありますよね。そこまで追っていくということは可能なんですか。保健所のほうで。

参事（こども健康担当）

来年4月からは5歳児健診も始まりますので、今までは3歳を過ぎますと、保育園とか幼稚園とか、あるいは、学校保健のほうにお渡しするという形だったんですが、就学前までは、保健所のほうで健診を用意して、経過を見させていただくということになりました。

古川委員

よろしくお願いいたします。

市川委員長

ほかにかがでしょう。

（「なし」の声あり）

市川委員長

特にございませんでしたら、その他、各課長から何かございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長

教育委員の先生方、いかがでしょう。何かございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

市川委員長

それでは、先ほど日程の最後にいたしました人事案件、これに入りたいと思います。暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時10分

— 再開 —

（以降、秘密会につき、非公開）

— 閉会 —